



2024.1.22

新潟市議会議員

ナカヤマヒトシ

能登半島地震

新潟市西区中心に大きな被害

対策・支援策の強化・拡大必要――

1月1日に発生した能登半島地震は最大震度7を記録し、石川県だけでなく、新潟県内―特に新潟市西区などでも液状化による甚大な被害が発生しています。被害に遭われた皆様には、あらためて心よりお見舞い申し上げます。道路・家屋の修理や生活再建のための取り組みの迅速化や対象拡大に向け、西区議員団の他のメンバーとも協力しながら、活動を重ねていくところです。

各地で被害広がる

↓舗装を覆う泥と跳ね上がったアスファルト。白い部分は「止まれ」の「止」の一部。



地震による液状化被害は広範囲かつ断続的に一定の地域に広がっているのが特徴で、県道16号沿い、中野小屋、善久、鳥原、ときめきなどで発生し、道路の陥没や隆起、家屋・学校・アパートなど多くの建築物や塀の倒壊・傾斜など、甚大な被害が広がっています。

多くの方々が不便な生活を余儀なくされ、体調を崩す人もいらつやいます。店舗は営業停止や閉店を選択せざるを得ない場合も少なくありません。

当初は全体状況の十分な把握が困難でしたが、中山は発災の翌日から被災地域を回り、皆様の声をお聴きしながら区役所にも出向き、情報や課題を伝え、積極対応を求めてきました。

また、道路は徐々に応急的な対策が取られ、通行制限箇所も少なくなりましした。しかし、道路の陥没は地震後も発生しています。

液状化によりアスファルトの下に泥が大量に流れ出ているため、一見なんともない箇所でも、重い車両が通った際に陥没することもあります。実際、消火栓



↑一部崩れて傾いた階段（寺尾駅近く）
撮影・山田達也氏



点検中の消防車
が通ったあとに新たに道路が陥没したところもありました（上写真）。

1月19日現在、市内のり災証明の申請件数は1万件近くとなっていますが、数字はさらに大きくなるものと思われます。特に西区の被害が突出しています。

行政の支援と課題



市・区役所の対応について、初期には混乱もあり、液状化による泥の処理についても、「私道は対象外」「側溝は泥は対応困難」だったのが、徐々に支援の範囲が拡大されてきました。

しかし、家屋などに構造的な被害を受けた多くの世帯の切実な問題の解決に向けては、まだ多くの課題があります。

中山は、各地を回り、市の新たな制度などを説明しながら、行政への要望なども伺っているところです。

西区議員団が緊急要望

西区議員団（今年度は中山が団長）は、まず5日に区役所との緊急会合を開き、被災した住民の皆さんのさまざまなニーズを伝え、対応を求

家屋被害の認定基準や支援制度の概要（中山作成） 裏面資料もあわせてご覧ください

応急修理	左以外の修理	解体撤去	市営住宅・賃貸住宅への一時入居	生活再建支援
それぞれ判定の程度によって支援額等が変わるものがあります また、制度設計中・検討中のものもあります				
全壊 家屋の全部または一部の隅が倒壊 傾斜1/20以上 など				
大規模半壊 損害割合40～50% 傾斜1/60～1/20 など				
中規模半壊 損害割合30～40% など				
半壊 損害割合20～30% 傾斜1/100～1/60 など				
準半壊 損害割合10～20% など				
一部損壊 上記までの被害未満				
		※修理と撤去の併用は不可 ※ブロック塀等の単体の撤去についても別枠で検討中	※民間賃貸の場合は家賃などの制限や条件があり、要確認	

「傾斜」については、下げ振りの垂直長さに対して、水平寸法のずれの割合。
たとえば「1/20」は、垂直120cmに対し、水平ずれが6cmを表わします。

下水の排水が悪い場合、不具合のある公共管理部分につながる部分は個人敷地内であっても市で対応できる可能性があります。
問合せ：下水道管理センター 281-9060/9062

現段階の新たな課題も明確に――要望を追加



めました。
また、区役所だけでは対応しきれない課題もあるため、
①土砂・泥の撤去 ②情報周知 発信 ③家屋・店舗修理への支援 ④応急修理の柔軟運用などについて、市長あて緊急要望を提出しました。今後も経過とニーズに合わせて取り組んでいきます。

現在、状況は初期の応急対応の段階から生活再建や復旧へと移行しつつあります。家が傾き、修復が必要だが道路も陥没してどこから手を付けていいかわからず途方に暮れている、といった声も多数聞きます。
市管理の水道本管の修繕は一段落しましたが、依然、断水や水の出が悪い、といった問題もお聞きます。ガスや下水も同様です。「準半壊」以上の場合は、家屋全体の修理とは別に、その程度に応じて生活インフラの必要不可欠な応急修理の補助があるのですが、「一部損壊」等の場合は支

もうひとつの問題 原発の危険性明らかに

今回、震源地近くの志賀原発（停止中）には3メートルの津波が襲来、変圧器が一部破損しました。地震は複数の断層が連動したものと見られていますが、北陸電力や規制委員会の想定を超えるものでした。家屋の倒壊や道路の寸断で、原発事故があれば避難はきわめて困難で、原発防災計画は文字通り「机上の空論」だったと言わなければなりません。
今回の経験や、能登半島から佐渡・日本海に連なる断層が存在することを考えれば、柏崎刈羽原発の危険性もあらためて明らかです。

能登半島地震による住宅等の被害に対する 新潟市の支援策について(1月22日現在・中山均編集)

今回の地震による家屋等の被害について、新潟市の支援策が動いており、順次追加されています。加えて、現在制度設計中のものもあります。これらについて、現在発信されている新潟市の情報だけでは不十分なところや補足すべきところなどがあるので、暫定的な補足説明資料を作成しました。ご不明な点は各担当課や中山にお問い合わせください。また、1月24日からは新潟市の総合相談窓口も設置されます。

新潟市議 中山均 (事務所230-6442)

1. 住宅の応急修理

- 「準半壊」以上が対象で、概要は右の市の資料参照。
- 右資料のフローでは罹災証明受領まで工事できないように見えます(青枠・点線部分)が、先に着手することも可能です。
- ただし、最終的に補助の可否や額は罹災証明が確定してからになります。場合によっては期待した通りにならない可能性があることを踏まえての対応をお願いします。
- また、この制度を使う場合、補助分は市が業者に直接支払うので、ご自分で先払いしないようにご注意ください。
- 市のチラシについて、その他の修正・補足を緑枠・矢印で記載してあります。

2. 「1」以外の住宅被害修理(細部は設計中)

- 「1」から漏れる「一部損壊」被害や駐車場・門扉の修理なども対象(細部は設計中)です。
- 罹災証明書(申請方法は右資料参照)が発行された住家とその宅地内の工事が対象で、右欄の区分で支援額が決まります。例えば右欄「一部損壊」の修理で15万円要した場合、うち10万円を支援します。
- 被害が比較的軽微なものや屋内の壁等の被害でも、「一部損壊」として支援の対象になり得ます。
- 詳しくは公共建築課 226-2880 へ

罹災証明書の区分	支援額(上限)
全壊(※)	100万円
大規模半壊	100万円
中規模半壊	50万円
半壊	50万円
準半壊	30万円
一部損壊	10万円

現在、郵送ではなく窓口交付に変更

3. 住宅等の解体・撤去(制度設計中)

- 罹災証明で「半壊」以上と判定された家屋の解体・撤去(その支障となる塀や立木、農作業小屋なども拡大検討中)についての支援策で、近日中に公表予定です。
- 上記とは別枠で、ブロック塀等の単体の撤去も別検討中。
- これらについてはいずれも細部や制度を検討中で、当面の問い合わせは中山へ

4. 賃貸型応急住宅への入居(いわゆる借り上げ住宅制度 1/17より受付中)

- 被害を受けた住宅に住み続けることが困難な場合、市営住宅への入居(半壊以上か応急危険度判定で「危険」)の他、民間賃貸住宅への一時入居(半壊以上で一定の条件)を支援します。
- 世帯人数により賃貸住宅の設定家賃に上限があるなど条件があります。詳しくは住環境政策課 226-2813 へ

5. 生活再建支援

- 半壊以上の被害を受けた世帯への支援で、たとえば全壊で建て替えの場合など最大400万円が支給されます。「1」「2」と異なり用途の制限はありませんが、被害の程度や対処(建替・修理・転居など)によって支援額が変わります。
- 細部の設計や受付方法等は準備中で、詳しくは福祉総務課 226-1169 へ

↓新潟市発行チラシ(1月中旬)、一部加工

「り災証明書」の申請・交付から 住宅の「応急修理」支援申請・工事实施までの流れ

「り災証明書」とは

自然災害による住家の被害程度等の内容を証明する書類です。義援金・見舞金給付や融資、保険金の請求手続等に使用します。

▶「応急修理」の申請に必要です

「応急修理」支援とは

大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊の被害が発生した世帯を対象に、被災した住宅の居室・トイレなど日常生活に不可欠な部分の応急的な修理を支援する制度です。

▶助成の申請には「り災証明書」が必要です

～①は、同時並行で進めることができます～

①「り災証明書」を申請する

マイゲ-外、市オンライン申請システム、郵送、窓口で申請できます

《市》エリアごとに住家の屋根や外壁等、外から調査を実施します
=立合い不要・不在でも実施=

《市》「調査済証」をお渡し
=不在の場合はポスト等へ=

《市》「り災証明書」を交付
=判定に疑義がある場合は、再調査の申込が可能=

「り災証明書」の受領

大規模半壊・中規模半壊
半壊・準半壊の判定
全壊・一部損壊の判定→応急修理対象外

【問い合わせ受付】平日 8:30～17:30

【り災証明書の申請】

税制課

☎025-226-1502

【り災証明書の調査】

資産税課

☎025-226-1512

【応急修理】

公共建築課

☎025-226-2880

①「応急修理」支援申請に向けた準備

◎被害状況の分かる「修理前の写真」を撮影

◎相談/申請窓口で「説明を受ける」+「申請日を予約」

(西区) 西区役所、西出張所、黒崎出張所、中野小屋連絡所

(中央区) 新潟市役所ふるまちなか庁舎 6階公共建築課

(江南区) 曾野木連絡所

※上記窓口は1月中旬まで開設 9:00～17:00

◎修理業者に修理内容を相談し「見積り」を依頼する

【支援の範囲】
日常生活に不可欠な部分の現状復旧
(住家の屋根やドア、上下水道等の配管、トイレ等の衛生設備など)

【支援の限度額】
・大規模半壊 (170.6万円)
・中規模半壊・半壊 (120.6万円)
・準半壊 (64.3万円)

※限度額を超える部分、および対象外は自己負担

【全壊】判定でも修理して住み続ける場合は対象となる可能性があります

②「応急修理」支援申請

③「応急修理」工事实施

④支払い(被災者と市が修理業者へ支払)

この資料がお手元に届く時点では情報が更新・追加されている可能性があります。最新の情報は右のQRコードからもご確認ください(新潟市の専用HP)

